該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別相続認定株式贈与」という。）をしたとき

ハ　第一種随時相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

ニ　第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ　第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ　第一種随時相続報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

ト　第一種随時相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額

チ　第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

リ　当該第一種経営承継相続人が代表者を退任した日

ヌ　当該第一種経営承継相続人が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

8　前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては第一種経営承継相続人が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（第一種随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し

四　第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種随時相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式贈与」という。）をしたとき

ハ　随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

ニ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ　随時相続報告基準事業年度においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

ト　随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

チ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

リ　当該経営承継相続人が代表者を退任した日

ヌ　当該経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

8　前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し

四　随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該特別相続認定中小企業者の随時相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類